

第 10 回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する現状について

全国各地で新型コロナウイルスの感染が広がっていることから、4月16日、政府より、「緊急事態宣言」の対象地区を全都道府県に拡大された。

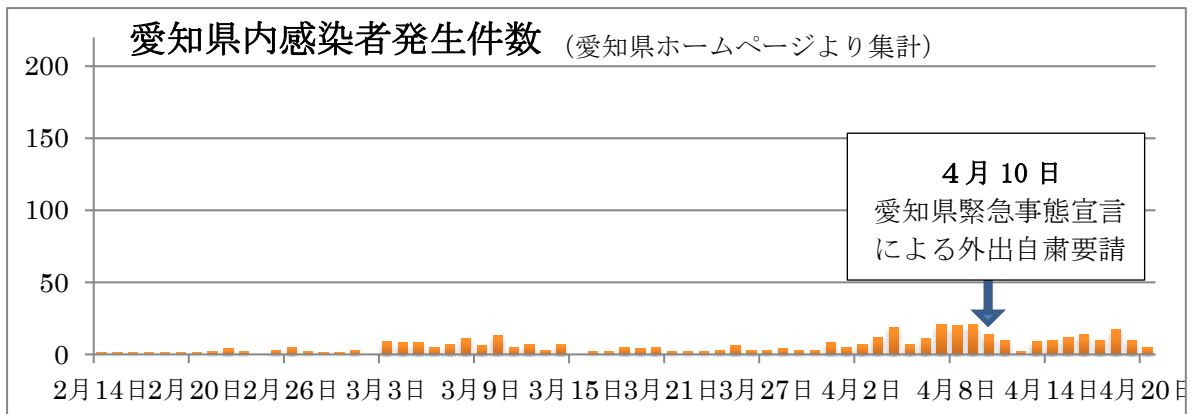
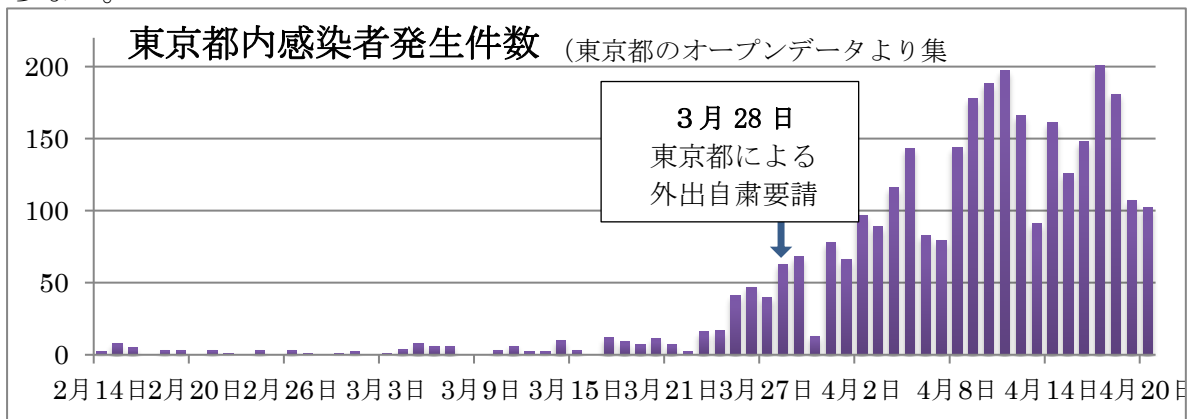
そして、感染者数の倍化時間が10日未満であり、感染経路が不明な症例の割合が直近1週間でほぼ半数になっている6道府県と、すでに緊急事態宣言による対象地区に指定されている7都府県を合わせた13都道府県を、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」として総称し、愛知県もその対象地区に挙げられている。

国内の状況として、4月18日時点で、感染者数は1万人を超えており、愛知県でも、連日感染者の発生が止まらない状況である。津島保健所管内においては、本市、大治町、蟹江町、津島市で感染者が確認されている。

市民の生命を守るために、感染の発生を抑え、医療提供体制や社会維持をすることが重要であり、本市でも、感染拡大防止の対応・体制を引き続き取っていく必要がある。

○東京都と愛知県の感染者発生件数について

東京都では、3月28日からの外出自粛を呼びかけていたが、3週間経った現在でも、感染者の増加が著しい状況である。愛知県においては、各自治体から、住民への外出自粛の呼びかけを行っており、さらに、4月10日に発出された、独自の「愛知県緊急事態宣言」により、県民に対し、外出自粛を強く要請している。現時点では、爆発的な感染増加を抑えているが、一方で、県内での、感染経路が不明な患者が増加していることから、感染の拡大防止対策を怠ることで、集団感染が発生してしまい、東京都のように急激な感染発生の増加を招く恐れがある。そのため、感染者数が少ない現在の状況を保つためにも、市としても感染拡大防止対策を続けていかなければならない。



(2) 市の対応について

○休館等の延長について

現在、市が行っている休館等の期限が5月10日までとなっている。しかし、愛知県が特に重点的に対策に取り組む必要がある「特定警戒都道府県」に指定されていること、そして感染経路が不明な感染者が増加していることから、感染拡大を防ぐためにも、不特定多数の方が利用する市公共施設について、休館等の延長を検討する必要がある。

○濃厚接触者と健康観察者について

【濃厚接触者】

新型コロナウイルス感染者が確認された場合、濃厚接触者に関しては、下記の定義に基づき、保健所が判断する。

濃厚接触者とは、患者の発症2日前から接触した者のうち
・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
・手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）
（国立感染症研究所より一部抜粋）

【健康観察者】

濃厚接触者とは別に、感染者と接触したおそれのある職員に関しては、「健康観察対象者」として、感染のリスクを下げるためにも、市の判断で健康観察を行う必要がある。その判断については、**接触状況等から総合的に判断する**必要がある。

健康観察者判断事項（案）	
期 間	陽性反応が出る2週間前
感染者	職員 市役所利用者（市民、業者等）
確 認 方 法	行動調査票に基づき、各課長から接触した職員へ聞き取り 接触者チェックリスト （4月1日掲示板にて依頼）
確 認 事 項	○健康状態の確認（聞き取り当日）
	2日連続の発熱・体調不良等の健康状態の確認
	○行動についての確認
	前後両隣に着席、公用車に同乗、昼食、業務についての会話、日常会話、ミーティング等 対面、隣に座って対応、面談・交渉、申請手続き、証明書の発行、営業、荷物收受等
条 件	○「感染予防対策の有無」感染予防対策をしていたかどうか
	・マスクの有無（当事者片方でも） ・共有品の有無（机、椅子、電話、パソコン、プリンター）等
	・マスクの有無（当事者片方でも） ・共有品の有無（ボールペン等） ・対面時の遮断物の有無等
	○「接触距離」
	2メートル以内での接触があったかどうか
	○「接触時間」
	2時間以上の接触であったかどうか
○「密集状況」	
接触時5人以上であったかどうか	
行動調査票については接触状況について点数を付け、その合計点を健康観察者判断基準点数として、健康観察者を判定する。「3つの密」などの感染リスクの高い状況での感染予防対策の有無、行動歴から 総合的に判断 する。	

○健康観察者の自宅待機期間